

INFORMATION

情報ファイル

閲覧できる方など

	閲覧を求めることができる方	閲覧対象となる固定資産
A	固定資産税の納税義務者(同居の親族を含む)、納税管理人	当該納税義務にかかわる固定資産
B	土地について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方←借地人	当該権利の目的である土地
C	家屋について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方←借家人	当該権利の目的である家屋とその敷地である土地
D	固定資産の処分をする権利を有する一定の方←破産管財人など	当該権利の目的である固定資産

※窓口で権利関係を示す書面(BとCの場合は賃貸借契約書または賃借料を払い込んだことの領収証書など、Dの場合は裁判所などによる選任書など)の提示を求めます。



固定資産課税台帳 (兼名寄帳)の閲覧

閲覧開始日 4月1日(火)
 ※土・日曜日、祝日は除きます。
 閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分
 閲覧場所 税務グループ

課税明細書の送付

固定資産税の課税対象となる資産(土地・家屋)の詳細を記載した課税明細書を4月初旬に送付します。

不服があるときは

評価額に不服がある場合は、固定資産の価格などを固定資産課税台帳に登録した旨を市長が公示した日から納税通知書を受け取った日の翌日より起算して60日以内に固定資産評価審査委員会に対し、審査の申出をすることができず。

※固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月中旬に送付します。

固定資産税 路線価公開

固定資産税路線価を税務グループ窓口で公開します。

縦覧できる方など

帳簿の名称	記載事項	縦覧できる方の範囲
土地価格等縦覧帳簿	所在、地番、課税地目、課税地積、評価額	高浜市内の土地を所有し、その土地に対して平成20年度の納税者となる方
家屋価格等縦覧帳簿	所在、地番、家屋番号、種類、構造、屋根、階数、課税床面積、評価額、建築年	高浜市内の家屋を所有し、その家屋に対して平成20年度の納税者となる方

※土地や家屋の所有者に関する情報は開示しないこととされていますので、「〇〇〇〇が所有する土地や建物の評価額を調べたい」などという請求に応じることはできません。
 ※非課税である土地や家屋については縦覧帳簿に記載されません。
 ※縦覧帳簿については、縦覧場所における縦覧のみとし、コピーの交付はしません。

土地価格等 縦覧帳簿・ 家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間 4月1日(火)～6月2日(月)
 ※土・日曜日、祝日は除きます。
 縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分
 縦覧場所 税務グループ

※本人確認について
 固定資産課税台帳(兼名寄帳)の閲覧や各縦覧帳簿の縦覧の際に閲覧者の本人確認を行います。住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)、運転免許証、旅券(パスポート)、外国人登録証明書など官公署が発行した顔写真付きの身分証明書など、または健康保険被保険者証や年金手帳、医療受給者証など本人であることが確認できる書類などをお持ちください。
 問合せ先
 国税務グループ
 ☎52-11111(内線244・245)

中部国際空港・三河安城駅へは 便利な路線バスをご利用下さい

***三河高浜駅前(西口)発時刻**
 中部国際空港行き 6:11 6:56 9:11 10:41 12:11
 13:41 15:21 16:41 18:46
 =中部国際空港までの所用時間(最速)39分=
 三河安城駅前行き 9:21 11:03 12:26 14:11 15:26
 (△は南安城駅行き) 17:11 19:31 △21:11 △22:21

***高浜神明前 発時刻**
 中部国際空港行きは、三河高浜駅前発の5分前
 三河安城駅前行きは、三河高浜駅前発の5分後
知多乗合(株) ☎0569-21-5234